

第一百二十六回国会

午後零時十分開会

委員氏名	委員長	理事	理事	理事	理事
------	-----	----	----	----	----

萩野	上田耕	中川	白浜	松本	西野	青木	会田	吉川	鈴木	遠藤	上野	石井	井上	山田	種田	岡部	井上	梶原
浩基君	一郎君	嘉美君	一良君	英一君	康雄君	新次君	長栄君	博君	貞敏君	要君	公成君	一二君	吉夫君	勇君	誠君	三郎君	章平君	敬義君

委員の異動
二月十七日
辞任
上田耕一郎君

出席者は左のとおり。

委員長	理事
-----	----

種田	岡部	井上	梶原
誠君	三郎君	章平君	敬義君

委員

國務大臣

政府委員

國土庁長官官房 整備局長	國土庁長官官房 水資源部長	國土庁計画・調 整局長	國土庁土地局長	國土庁大都市圏 整備局長	内藤 勲君
國土庁長官官房 長	國土庁長官官房	國土政務次官	北海道開発庁予 算課長	北海道開発庁政 務次官	井上 孝君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開発庁予 算課長	北海道開発庁政 務次官	北村 直人君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開発庁予 算課長	北海道開発庁政 務次官	竹内 透君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開発庁予 算課長	北海道開發庁政 務次官	戸島 英之君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	村上 喜堂君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	杉浦 正健君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	藤原 和人君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	加藤 昭君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	榎谷 真平君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	鎮西 迪雄君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	山田 勇君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	井上 吉夫君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	上野 公成君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	鈴木 貞敏君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	會田 長栄君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	青木 新次君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	西野 康雄君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	白浜 一良君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	中川 嘉美君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	林 紀子君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	中村喜四郎君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	北 修二君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	井上 孝君
國土政務次官	國土政務次官	國土政務次官	北海道開發庁政 務次官	北海道開發庁政 務次官	山田 勇君

事務局側

國土庁地方振興局長	秋本 敏文君
國土庁防災局長	黒川 弘君
建設政務次官	東 力君
建設大臣官房長	望月 薫雄君
建設大臣官房総務審議官	市川 一朗君
建設省建設經濟局長	伴 襄君
建設省都市局長	鹿島 尚武君
建設省河川局長	岩井 國臣君
建設省道路局長	藤井 治芳君
建設省住宅局長	三井 康壽君
常任委員會專門員	駒澤 一夫君

本日の会議に付した案件

③建設事業及び建設諸計画等に関する調査
（建設行政、国土行政及び北海道総合開発の基
本施策に関する件）

○委員長(梶原敬義君) ただいまから建設委員会を開会いたします。

まず、委員の異動について御報告いたします。
昨日、上田耕一郎君が委員を辞任され、その補
欠として林紀子君が選任されました。

○委員長(梶原敬義君) 国政調査に関する件につ
いてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきまして、建設事業及び建設諸計画等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(梶原敬義君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたします。

○委員長(梶原敬義君) 建設事業及び建設諸計画等に関する調査を議題といたします。

まず、建設大臣から建設行政の基本施策について所信を聴取いたします。中村建設大臣。

○国務大臣(中村喜四郎君) 建設大臣を仰せつかりました中村喜四郎でございます。

建設委員長を初め委員の皆様方に、今後とも御指導、御協力を賜りますよう、まず冒頭をお願いを申し上げます。

建設行政の基本方針及び当面の諸施策について、私の所信を申し述べます。

建設行政の基本的な使命は、住宅、社会資本の整備などを通じて、国土の均衡ある発展を促進し、活力ある経済社会と安全で快適な国民生活を實現することにあります。

生活大國五カ年計画で示された國民一人一人がひとしく豊かさとゆとりを実感できる社会を実現していくためには、十年先、二十年先を見据えて國土の均衡ある發展を図り、東京への一極集中構造を是正することが何よりもまず基本でありま

全国の各地域がその活力を十分に引き出し、そこに住む人々が誇りと生きがいを持ちながら豊かさを実感できる地域社会をつくるため、国と地方がそれぞれ役割と責任を踏まえ一丸となつて取り組むことが肝要であると考えております。改めりて、地方の創意工夫と自主的な努力が問われていると言えませんが、国においても、国土政策としてこれを支援し、地域の特つ潜在的な活力を開花させるための根幹的な基盤施設の充実や大都市地域における広域的な居住環境の整備等を強力に推進するための具体的な取り組みが強く求められていると痛感しております。

国の公共事業の約七割を所管する建設省は、生活大國を実現するため、最も基幹的な行政分野を預かり、重要な役割を果たしていくべき大きな責務を負っているものと考えております。

私は、この責務を真正面から受けとめ、建設省、関係公団一体となって、多極分散型国土の形成と地方の活性化、ゆとりある住生活の実現、豊かな環境の創造等を特に重点とし、二十一世紀の世代に引き継ぐべき社会共通の財産としての住宅、社会資本の整備に全力を挙げて取り組んでまいります。

現在、我が国の経済は、極めて厳しい状況に直面しており、一日も早く景気の回復を図ることが必要となっておりますが、公共投資基本計画の着実な実施を通じて住宅、社会資本の整備を推進することは、経済を活性化させ、内需を中心とした持続可能な成長を実現していく上でも極めて重要であります。

このため、今年度当初予算の可能な限りの前倒し執行を実施するとともに、総合経済対策に基づき、補正予算による追加事業を含め、所管事業の円滑な実施に尽力しているところであります。さらに、こうした努力に引き続き、平成五年度の政府予算案における建設省関係の一般公共事業について、厳しい財政事情のもとでの景気対策にも十分配慮し、生活関連重点化枠、財政投融资資金の積極的活用などにより、公共投資基本計画の着実な達成に向けて必要な規模を確保いたしました。

以下、当面の諸施策について申し述べます。

第一に住宅地対策であります。

住宅は、家族の団らんのためであり国民生活の基礎となるものであります。このため、ゆとりある住生活の実現を目指し、第六期住宅建設五カ年計画に基づき、良質な住宅ストックと良好な住環境の形成、大都市地域の住宅問題の解決、高齢化社会への対応など総合的な施策を展開してまいります。

特に、大都市地域においては、住宅宅地の供給に関する基本方針及び供給計画に基づき、国、地

方公共団体等が一体となって、住宅宅地供給のための広域的な取り組みを進めてまいります。特に、住宅・都市整備公団による中堅勤労者向けの住宅宅地供給については、地方公共団体との連携のもとに引き続き積極的推進を図っていくと考えてあります。

さらに、生活大國五カ年計画に掲げられた居住水準の向上と勤労者世帯の平均年収の五倍程度で良質な住宅取得が可能となることを目指し、土地対策の着実な推進や多極分散型国土の形成とあわせ、住宅取得能力の向上のための住宅金融公庫の融資、住宅関係税制の拡充などの施策を推進してまいりたいと考えております。また、国民の良質な賃貸住宅に対するニーズに的確に対応し、特に中堅所得者に対する供給を促進するため新たに特定優良賃貸住宅供給促進事業制度を創設することとしております。

良好な住環境を備えた住宅を確保するためには、総合的な住宅地対策を推進していかなければなりません。このため、計画的な住宅地供給に必要な関連公共施設整備の整備の促進と開発許可制度の適切な運用等に努めつつ、住宅・都市整備公団などによる公的住宅地開発や住宅金融公庫融資などを活用した優良な住宅地開発の促進を図るとともに、市街化区域内農地の良好な住宅市街地への転換、既成市街地における低・未利用地の有効利用などを図ってまいります。

第二に、地方の活性化であります。

国民が生活の豊かさゆとりをひとしく実感できるようにするためには、一極集中を是正し、国土の均衡ある発展を図ることが基本であります。これまでも、多極分散型の国土の形成を図る観点から一万四千キロメートルの高規格幹線道路網の整備に積極的取り組みを続けていたところでありますが、これとあわせて、さらに、地方定住の核となるべき地方都市の育成と、周辺地域との連携の強化により地域全体として活性化を図ることが重要であります。

このため、新たに施行された地方拠点都市法に

基づき、都市機能の増進と居住環境の向上を促進する措置を講じることなどにより、活力と魅力のある地方拠点都市地域の重点的な整備を推進してまいります。また、地方定住の促進と良好な地域社会の形成に資する住宅宅地の供給を進めるとともに、地域の連携強化を図るよう地域高規格道路を軸とした幹線道路ネットワークの充実などに取り組んでまいります。

第三に、環境対策であります。

近年、地球規模の環境問題に対する国民の関心が高まりつつある中で、環境対策への取り組みは、建設行政の推進に当たって、大変重要なものとなっております。

このため、環境との共生を基本として、住宅、社会資本の整備や適正な土地利用、建築規制等を実施し、安全、快適、潤いのある居住環境の積極的な形成を図ってまいります。また、まちづくりにおける環境計画の策定を推進するとともに、省資源、省エネルギー化、生態系の保全、良好な景観の形成、保全などに配慮した諸施策の充実強化に取り組んでまいります。

第四に、都市政策であります。

本格的な都市化社会を迎えている中で、東京圏を中心とする大都市地域においては、地価の下落傾向は見られるものの、住宅問題、交通渋滞、都心部の空洞化等が一層深刻化する一方、地方においては、人口の減少等の問題が依然として続いております。また、国際化、情報化、高齢化等の経済社会の大きな潮流変化の中で、都市の居住環境に対する国民のニーズはさらに多様化、高度化してきております。

このため、街路、公園、下水道等の都市基盤施設の計画的な整備の推進、土地の有効・高度利用の促進を図る市街地再開発事業、土地区画整理事業等の一層の拡充、改正された都市計画法及び建築基準法の適正な運用とともに、大都市地域について都市高速交通網の拡充、住宅宅地供給の促進のための土地区画整理事業制度の見直しを図ることなどにより、総合的、計画的な都市整備を推進

してまいります。

さらに、近年強く求められている駐車場の計画的な整備の推進、魅力とにぎわいのある商業市街地の整備、振興、物流形態の変化に対応した流通業務市街地の整備を促進するとともに、民間都市開発事業への積極的な支援、都市の防災構造の強化を推進してまいります。

また、行政需要に即応し、都市環境の形成に寄与する官庁施設を計画的に整備してまいります。

第五に、道路の整備であります。

道路はあらゆる国民生活、社会経済活動を支える根幹的な社会資本であります。その整備は依然として立ちおくれた状況にあります。

このため、総投資規模七十六兆円からなる第一次道路整備五カ年計画を策定し、生活者の豊かさの向上、活力ある地域づくり、良好な環境創造の三つを主要な課題として、緊急かつ計画的に道路整備を推進してまいります。また、その際、一般財源の投入拡大とあわせて、道路特定財源制度を堅持、充実するとともに、均衡ある国土を形成し、地域間の交流を促進するため、高規格幹線道路と地域高規格道路の整備を積極的に推進してまいります。

また、新渋滞対策プログラムを策定し、総合的な渋滞対策を推進するとともに、幅の広い歩道、駐車場、駐輪場などの整備、道路緑化の促進により、都市生活の安全性、利便性の向上などを図ってまいります。

さらに、道路整備五カ年計画とあわせ、第十次積雪寒冷特別地域道路交通確保五カ年計画と第八次奥地等産業開発道路整備計画を策定し、雪国における冬期交通確保のための道路の整備と山間、奥地などの産業開発の基盤となる道路の整備を推進することとしております。

第六に、国土の保全と水資源の確保であります。

我が国の国土は、洪水、土砂災害などに対して極めて脆弱であるにもかかわらず、治水施設の整備水準は依然として低く、毎年のように全国各地

の計画的な実施、関西国際空港関連施設の整備等
各圏域における主要プロジェクトを推進してま
る所存であります。

さらに、大阪湾ベイエリアの開発整備につきま
しては、前国会で成立しました大阪湾臨海地域開
発整備法に基づき、関係省庁等と協力し、基本方
針の策定等その推進を図ってまいります。

国の行政機関等の移転につきましては、平成三
年十月の国の機関等移転推進連絡会議の申し合
わせに基づき、その促進に努めるとともに、特に埼
玉県大宮、与野、浦和地区への国の地方支分部局
の集約的移転についてはその具体化を図るなど、
今後も着実にその実施を図ってまいります。

また、首都機能の移転問題につきましては、前
国会において国会等の移転に関する法律が成立し
たところであります。国土庁としては、今後、同
法に基づく国会等移転調査会の早期発足及び調査
会における調査審議の円滑な推進に努めてまい
りたいと考えております。

第四は、地方振興の推進であります。
地方の積極的な振興により、人口の地方定住と
多極分散型国土の形成を推進することは内政上の
重要課題であり、生活大圏への前進に重要な役割
を果たします。

このため、各地域の個性を生かしつつ、都市と
農村が一体となった地方の積極的な振興を進め
ることとし、昨年制定されました地方拠点法の円
滑な施行を初めとする各種の施策を推進してまい
ります。

また、人口減少、高齢化の進展等により農林地
の保全、地域社会の維持が困難となっている中山
間地域を中心として、地域の特性に即した農林業
等の事業の振興及び豊かで住みよい農村の育成
を図ってまいります。

さらに、各地方開発促進計画に基づく振興施策
及び地方産業振興のための各般の施策を推進する
とともに、総合振興地域につきましては、地域振
興への寄与、自然環境の保全の徹底等を図り、地
域の特色豊かな国民に真に望まれるリゾートの整

備を進めてまいります。

自然的、社会的に厳しい状況にある過疎地域、
半島、山村等につきましては、各般の振興施策を
推進し、特に、豪雪地帯及び離島につきましては、
昨年の法律改正を受けました新たな振興対策を積
極的に実施してまいります。また、奄美群島及び
小笠原諸島に関する特別措置法が平成五年度末に
期限を迎えるに当たり、今後の両地域の振興開発
方策について検討を進めるとともに、各般の振興
対策を推進してまいります。

第五は、災害対策の推進であります。
災害から国土を保全し、国民の生命と財産を守
ることは、国の重要な責務であります。

このため、関係省庁との緊密な連携のもとに、
各般にわたる災害対策を総合的かつ計画的に実施
し、災害に強い国土づくりに努力してまいる所存
であります。

このうち震災対策につきましては、東海地震対
策を引き続き推進するほか、南関東地域直下の地
震対策に関する大綱の推進など震災対策の一層の
充実を努めてまいります。また、火山対策や土砂
災害対策等についても、総合的な対策を推進する
とともに、防災無線網の充実強化、防災情報の有
効活用、防災訓練等を通じた国民の防災意識の高
揚等に努めてまいることとしております。

この中で、雲仙岳噴火災害につきましては、二
十一分野にわたる被災者等救済対策を強力に推進
し、地元地方公共団体とともに地域の再建、復興
を進めてまいります。また、釧路沖地震につきま
しても、関係省庁一丸となって、災害発生後直ち
に現地調査を実施し、応急対策及び被災地の早期
復旧等に全力を挙げております。能登半島沖地震
につきましても、適切に対応してまいります。

第六は、総合的な水資源対策の推進でありま
す。
水需給の安定を図るため、全国総合水資源計画
及び各水資源開発基本計画に沿い、水源地域対策
の充実を図りつつ積極的に水資源開発を推進して
まいります。

また、国民の水資源に対する意識の高揚を図る
とともに、地下水利用の適正化、難用水利用の促
進などの水資源の有効利用及び水資源の保全に努
めてまいります。

最後に、国際協力の推進であります。
我が国が国際社会に貢献していくためには、国
土庁といたしましても所管の行政分野で積極的な
国際協力を実施していく必要があります。このた
め、国連が定めた一九九〇年から始まる国際防災
の十年について、明年に日本で開催される世界会
議を初めとして、本年の活動に積極的に関与し
ていくとともに、居住や防災分野での開発途上
国に対する支援などを推進することとしておりま
す。

以上、国土行政に関する所信を申し述べました
が、これらの施策の強力な推進に全力を挙げて取
り組んでまいりますので、何とぞよろしく願ひ
を申し上げます。

○委員長 梶原敬義君 次に、北海道開発庁長官
から北海道総合開発の基本施策について所信を聴
取いたします。北海道開発庁長官。

○国務大臣(北修二君) このたび北海道開発庁長
官を拝命いたしました北修二でございます。

委員長を初め委員各位の御指導と御鞭撻をお願
い申し上げます。

北海道開発行政の基本方針及び当面の諸施策に
ついて、私の所信を申し上げます。

北海道は、その豊かな国土資源を活用して我が
国の長期的発展に貢献することが強く期待される
地域であります。すなわち、新千歳空港、高規格
幹線道路網の整備の本格化などにより、新たな発
展を支える基盤も着々と整備されつつあり、我が
国が二十一世紀に向けて地球社会と共存する生活
大国を実現し、国土の均衡ある発展を図る上で重
要な役割を果たすことが期待されております。

一方、北海道を取り巻く情勢には、農産物の輸
入自由化、北洋漁業の縮減、炭鉱の閉山など厳し
いものがあります。このような困難な課題を克服
し、地域の活性化を図るためにも、北海道内外に

わたる交流基盤や生活環境の整備と産業の振興開
発を一層積極的に推進していかなければなりません。

平成五年度は、第五期北海道総合開発計画の後
半のスタートを切る時期に当たり、計画の主要施
策の積極的な推進を図るため、対前年度比四百十
四億円の増の九千十三億円の北海道開発予算を確保し
ました。

また、平成四年度において、総合経済対策の一
環として、大型の補正予算が計上されましたが、
これとあわせて切れ目のない公共事業の施行を図
ることにより、北海道経済の安定的な成長と雇用
の確保に大きく寄与できるものと考えておりま
す。

以下、各事業の主要施策について申し上げます。

まず、国土保全と水資源開発につきましては、
千歳川放水事業、牛朱別川分水路事業及び火山
噴火対策として火山砂防事業等を重点的に実施
し、安全な国土の形成に努めてまいります。また、
治水対策とあわせて、水需要の増大に対処するた
め、多目的ダム等の建設を促進することとしてお
り、新たにサンルダムの建設に着手いたします。

さらに、潤いのある水辺空間の創出を目指し河川
及びダム湖周辺の整備を行うとともに、都市化が
進んでいる流域における総合治水対策にも力を入
れてまいります。

次に、道路整備につきましては、道内各地域の
均衡ある発展に寄与するため、特に基幹となる高
規格幹線道路の整備を進めるとし、国道、地
方道に至る道路網の体系的かつ総合的な整備を促
進します。また、交通安全施設等の整備及び防災、
震災対策事業を重点的に進めるほか、都市機能の
向上と都市環境の改善を図るため、都市周辺のバ
イパス、連続立体交差、街路及び土地区画整理の
各事業を促進することとしております。

生活環境の整備につきましては、下水道、都市
公園及び公営住宅の整備を促進するとともに、快
適な冬の生活環境づくりを目指し、「ふゆトピア」

事業を積極的に推進してまいります。

港湾整備につきましては、増加する取扱貨物と船舶の大型化に対応した大水深岸壁の整備を進めるとともに、離島の港湾等、地域の生活基盤としての港湾整備を重点的に進めることとしております。また、空港整備といたしましては、国内、海外との交流の拡大に対応するため、新千歳空港の整備や関連するプロジェクトを推進するほか、道内地方空港の滑走路延長等の整備を計画的に進めてまいります。

さらに、農産物の輸入自由化等、農業をめぐる諸情勢にかんがみ、より一層の低コスト、高品質を目指した高生産性農業の展開を図り、我が国の食料供給基地としての役割を果たしていくとともに、農山村地域の活性化を図るため、農業、農村の整備を促進することとしております。

また、二百海里体制の定着に対応して資源管理型漁業の振興を図るため、漁港及び沿岸漁場の整備を積極的に推進することとしております。

これらの基盤整備の推進とあわせて、北海道の産業の振興開発を促進するため、北海道東北開発公庫の出融資枠の拡大等を図るとともに、その活用を努めてまいります。

このほか、北方領土隣接地域の振興及び住民の生活の安定を図るため、北方特別措置法に基づき、所要の施策を積極的に推進し、北方領土問題等の解決の促進に資するよう努力してまいります。

なお、本年一月十五日に発生した平成五年釧路沖地震災害に関しては、港湾、道路、河川等に被害が発生している状況にかんがみ、関係機関との緊密な連携のもと、今後とも復旧に万全を期してまいります。

以上、北海道開発行政に関し、所信の一端を申し述べましたが、今後とも力強い北海道の形成を目指して、北海道総合開発の推進に全力を傾注して取り組んでまいります。委員長を始め、委員各位の一層の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げます。

○委員長(梶原敬義君) 以上で所信の聴取は終わりました。

次に、東建設政務次官、杉浦国土政務次官及び北村北海道開発政務次官からそれぞれ発言を求められておりますので、順次これを許します。東建設政務次官。

○政府委員(東力君) 建設政務次官を拝命いたしました東力でございます。よろしく御願い申し上げます。

中村建設大臣のもとで誠心誠意建設行政の推進のための努力を重ねていく所存でございますので、委員長を始め委員の皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願ひ申し上げます。ごあいさついたします。

○委員長(梶原敬義君) 杉浦国土政務次官。

○政府委員(杉浦正健君) このたび国土政務次官を拝命いたしました杉浦正健でございます。

もとより微力ではございますが、井上国土庁長官を補佐し、その御指導をいただきながら生活大國の実現に大きな役割を果たしてまいります。国土行政の推進のため全力を尽くして努力してまいります。決意でございます。

委員長を始め委員各位の御指導、御協力を心からお願い申し上げます。ごあいさついたします。

○委員長(梶原敬義君) 北村北海道開発政務次官。

○政府委員(北村直人君) このたび北海道開発政務次官を拝命いたしました北村直人でございます。

北長官のもとで北海道開発行政振興のため全力を尽くす覚悟でございます。

委員長を始め委員各位の皆様方の御指導、御鞭撻を心からお願い申し上げます。ごあいさついたします。

○委員長(梶原敬義君) 本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十五分散会

二月九日予備審査のため、本委員会に左の案件が

付託された。

一、阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案

阪神高速道路公団法の一部を改正する法律案
阪神高速道路公団法(昭和三十七年法律第四十三号)の一部を次のように改正する。

第一条(大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域)を「大阪府及び神戸市の区域並びに京都市の区域のうちこれらの両市の区域と自然的経済的社会的に密接な関係がある地域並びにそれらの地域に、「行なう」を「行う」に改める。

第四条第四項中「第一項の」を削る。

第十九条に次の一項を加える。

5 監事は、監査の結果に基づき、必要があると認めるときは、理事長又は建設大臣に意見を提出することができる。

第二十条第一項中「副理事長」を削り、同条第二項中「理事」を「副理事長及び理事」に改める。

第二十一条第一項を次のように改める。

理事長及び副理事長の任期は、四年とし、理事及び監事の任期は、二年とする。

第二十九条第一項中「大阪市の区域及び神戸市の区域並びにそれらの区域」を「大阪府及び神戸市の区域並びに京都市の区域のうちこれらの両市の区域と自然的経済的社会的に密接な関係がある地域並びにそれらの地域」に、「行なう」を「行う」に改める。

第四十一条第二項中「第四条第一項の下に」又は第四項を加える。

第五十条中「違反して」を「よる」に改め、「又は」の下に「同項の規定による」を加え、「三万円」を「二十万円」に改める。

第五十一条中「三万円」を「二十万円」に改め、同条第三号中「行なつた」を「行つた」に改める。

第五十二条中「一万円」を「十万円」に改める。

附則
(施行期日)

二月十二日本委員会に左の案件が付託された。

1 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(経過措置)

2 この法律の施行の際現に阪神高速道路公団の副理事長である者は、その際改正後の阪神高速道路公団法第二十条第二項の規定により副理事長として任命されたものとみなす。

3 前項の規定により任命されたものとみなされる副理事長の任期は、改正後の阪神高速道路公団法第二十一条第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の際におけるその者の副理事長としての残任期間と同一の期間とする。

4 この法律の施行の際現に阪神高速道路公団の理事又は監事である者の任期については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

第一四三三号 平成五年二月三日受理
道路特定財源の充実・強化に関する請願

請願者 新潟市寄居町七〇四ノ二 目黒武尚

紹介議員 吉川 芳男君

道路整備の促進は、地域の活性化と豊かな国民生活を實現するための緊急な課題であり、今後、高規格幹線道路から市町村道に至る道路網の整備を強力に推進し、道路交通の安全、環境と調和したゆとりある生活の實現、一極集中の是正による活力ある地域社会の形成を図る必要がある。ついては、道路整備の重要性を深く認識し、平成五年度を初年度とする第一次道路整備五箇年計画の総投資規模七十六兆円を満額確保し、計画の確実な実行を図るため、揮発油税及び軽油引取税の暫定税率の見直しを行い、道路特定財源を充実・強化

条第四項」に改める。

第十三条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 都道府県知事は、第六条第二項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地についての第八十七条の二第一項に規定する指定期間(第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地についての指定期間の終期が異なる場合においては、その終期の最も遅いもの。以下この項及び第四十五条第三項において同じ。)を経過した後でなければ、前項に規定する土地区画整理事業の終了についての認可をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においても当該認可をすることが出来る。

第二十一条第五項中「第四十五条第四項を『第四十五条第五項』に改める。

第四十五条中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 都道府県知事は、第十六条において準用する第六条第二項の規定により事業計画に住宅先行建設区が定められている場合においては、第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地についての第八十七条の二第一項に規定する指定期間を経過した後でなければ、前項に規定する認可(事業の完成の不能による解散その他事業の廃止による解散についての認可を除く。)をしてはならない。ただし、住宅先行建設区内の換地に住宅が建設されたこと等により施行地区における住宅の建設を促進する上で支障がないと認められる場合においては、指定期間内においてもその認可をすることが出来る。

条第五項及びを加える。

第三章第一節中第八十五条の次に次の一条を加える。

(住宅先行建設区への換地の申出等)

第八十五条の二 第六條第二項第十六條、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。の規定により事業計画において住宅先行建設区が定められたときは、施行地区内の宅地の所有者で当該宅地についての換地に住宅を先行して建設しようとするものは、施行者に対し、建設省令で定めるところにより、換地計画において当該宅地についての換地を住宅先行建設区内に定めるべき旨の申出をすることが出来る。

2 前項の規定による申出をしようとする者は、建設省令で定めるところにより、施行者に対し、当該申出に係る宅地についての換地に建設しようとする住宅の建設に関する計画(次項及び第五項並びに第八十七条の二第一項及び第二項において「建設計画」という。)を提出しなければならない。

3 第一項の規定による申出に係る宅地について住宅の所有を目的とする借地権を有する者があるときは、当該申出及び建設計画についてその者の同意がなければならぬ。

4 第一項の規定による申出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる公告があつた日から起算して六十日以内に行わなければならない。

一 事業計画が定められた場合 第七十六条第一項各号に掲げる公告(事業計画の変更の公告又は事業計画の変更についての認可の公告を除く。)

二 事業計画の変更により新たに住宅先行建設区が定められた場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

三 事業計画の変更により従前の施行地区外の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い住宅先行建設区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

の土地が新たに施行地区に編入されたことに伴い住宅先行建設区の面積が拡張された場合 当該事業計画の変更の公告又は当該事業計画の変更についての認可の公告

5 施行者は、第一項の規定による申出があつた場合には、遅滞なく、当該申出が次に掲げる要件に該当すると認めるときは、当該申出に係る宅地を、換地計画においてその宅地についての換地を住宅先行建設区内に定められるべき宅地として指定し、当該申出が次に掲げる要件に該当しないと認めるときは、当該申出に応じない旨を決定しなければならない。

一 当該申出に係る宅地に建築物その他の工作物(容易に移転し、又は除却することが出来るもの)で建設省令で定めるものを除く。が存しないこと。

二 当該申出に係る宅地に地上権、永小作権、賃借権その他の当該宅地を使用し、又は収益することが出来る権利(住宅の所有を目的とする借地権及び地役権を除く。)が存しないこと。

三 当該申出に係る宅地についての換地に、第八十七条の二第一項に規定する指定期間を経過する日までに、建設計画に従つて住宅が建設されることが確実であると見込まれること。

6 施行者は、前項の規定による指定又は決定をしたときは、遅滞なく、第一項の規定による申出をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

7 施行者は、第五項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公告しなければならない。

8 施行者が組合である場合においては、最初の役員が選挙され、又は選任されるまでの間は、第一項の規定による申出は、第十四条第一項の規定による認可を受けた者が受理するものとする。

第八十九条の次に次の一条を加える。

(住宅先行建設区への換地)

第八十九条の二 第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地については、換地計画において換地を住宅先行建設区内に定めなければならない。

第三章に次の一節を加える。

第八節 住宅先行建設区における住宅の建設

(住宅先行建設区における住宅の建設)
第八十七条の二 第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地について所有権又は住宅の所有を目的とする借地権を有する者は、住宅先行建設区内に定められた場合においては、第八十三条第四項の公告があつた日の翌日から起算して指定期間(その期間内にこれらの者が建設計画に従つて住宅を建設すべきものとして規程、規約、定款又は施行規程で定められたものをいう。次項において同じ。)を経過する日までに、当該宅地についての換地に、建設計画に従つて住宅を建設しなければならない。

2 前項に規定する場合において、第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地について、第九十八条第一項の規定により換地計画に基づき当該宅地についての換地となるべき住宅先行建設区内の土地に仮換地が指定されたときは、当該宅地について所有権又は住宅の所有を目的とする借地権を有する者は、前項の規定にかかわらず、同条第四項に規定する日(第九十九条第二項前段の規定により当該仮換地について使用又は収益を開始することが出来る日を別に定めた場合においては、その日)から起算して指定期間を経過する日までに、当該仮換地(第九十九条第四項の公告があつた場合においては、当該公告があつた日の翌日以後は当該宅地についての換地。次項において同じ。)に、建設計画に従つ

て住宅を建設しなければならない。

3 施行者は、住宅先行建設区における住宅建設の適切な遂行を確保する上で支障があると認めるときは、第八十五条の二第五項の規定により指定された宅地について所有権又は住宅の所有を目的とする借地権を有する者に対し、相当の期限を定めて、当該宅地についての換地(前項の場合にあつては、当該宅地について指定された仮換地)における住宅の建設のために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

4 施行者は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、第八十五条の二第五項の規定による指定の取消し、換地計画の変更その他必要な措置を講ずることができる。

第二百一十一條の二を削る。

第三百三十二條中「第十三條第二項を」第十三條第三項に、「第四十五條第三項を」第四十五條第四項に改める。

第三百三十六條の二第二項を削る。

第四百四十三條第一号中「第十三條第二項を」第十三條第三項に改める。

第四百四十四條第二号中「第四十五條第三項を」第四十五條第四項に改める。

(都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正)

第二条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和四十一年法律第二十号)の一部を次のように改正する。

第一条中第三項を第四項とし、第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 国は、土地区画整理事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)による土地区画整理事業をいう。以下同じ。による健全な住宅街地の造成を促進し、もつて住宅及び住宅地の円滑な供給に資するため、都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都

市(以下「指定都市」という。)が次に掲げる貸付けを行う場合において、特に必要があると認めるときは、当該都道府県又は指定都市に対し、当該貸付けに必要な資金(第一号に掲げる貸付けにあつては、当該貸付けに必要な資金の二分の一以内)を貸し付けることができる。

一次に掲げる土地区画整理事業で、施行地区(土地区画整理法第二条第四項に規定する施行地区をいう。以下同じ。)の面積、公共施設(同条第五項に規定する公共施設をいう。以下この号及び次号において同じ。)の種類及び規模等が政令で定める基準に適合するものを施行する個人施行者(同法第九条第五項に規定する個人施行者をいう。以下同じ。又は土地区画整理組合(以下「組合」という。)に対する当該土地区画整理事業に要する費用で政令で定める範囲内のものに充ててするための無利子の資金の貸付け

イ 土地区画整理法第六条第二項(同法第十六条において準用する場合を含む。)の規定による住宅先行建設区が事業計画において定められている土地区画整理事業

ロ 土地を造成して賃貸し、若しくは譲渡する事業又は住宅を建設して賃貸し、若しくは譲渡する事業を行う者が所有権又は借地権(借地借家法(平成三年法律第九十号)第二条第一号に規定する借地権をいう。以下同じ。)を有する施行地区内の宅地(土地区画整理法第二条第六項に規定する宅地をいう。)についての換地の面積及び保留地の面積の合計が、施行地区の面積に政令で定める割合を乗じて得た面積以上であると認められる土地区画整理事業

ハ 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五

十年法律第六十七号)第十条に規定する特定土地区画整理事業

二 施行地区内における都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第七條第一項の規定による市街化区域で政令で定めるものの区域内にある農地(生産緑地法(昭和四十九年法律第六十八号)第三条第一項の規定による生産緑地地区の区域内の農地を除く。)の面積の合計が政令で定める面積以上である土地区画整理事業

ホ 都市計画において定められた街路その他の重要な公共施設の新設又は変更に関する事業を含む土地区画整理事業

二 個人施行者又は組合から委託を受けて土地区画整理事業(前号ロに掲げる土地区画整理事業で、施行地区の面積、公共施設の種類及び規模等が同号の政令で定める基準に適合するものに限る。)の施行に関する業務を行う者(当該業務を行うために必要な資力、信用及び技術的能力を有することその他の建設省令で定める基準に該当する者に限る。)に対する施行地区内の土地の所有権又は借地権の取得に必要な費用で政令で定める範囲内のものに充ててするための資金の貸付け

第二条の見出しを「(利率、償還方法等)」に改め、同条第一項中「又は第二項の規定による貸付金」を若しくは第三項の規定による貸付金又は同条第二項の規定による貸付金のうち同項第二号の貸付金に係るものに、「同条第二項を」同条第三項に改め、同条第二項中「前条第三項を」前条第二項の規定による貸付金のうち同項第一号の貸付金に係るもの又は同条第四項に改め、同条第三項中「又は第二項を」又は第三項に、「同条第二項を」同条第三項に改め、同条第四項中「前条第三項を」前条第四項に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項の次に次の三項を加える。

4 前条第二項の国又は都道府県若しくは指定都市の貸付金の償還期間は、六年(同項第一号の貸付金に係る国の貸付金及び同号の貸付金にあつては四年以内の、同項第二号の貸付金に係る国の貸付金及び同号の貸付金にあつては二年以内の)据置期間を含む。以内とし、その償還は、同項第一号の貸付金に係る国の貸付金及び同号の貸付金にあつては均等半年賦償還、同項第二号の貸付金に係る国の貸付金及び同号の貸付金にあつては元金均等半年賦償還の方法によるものとする。ただし、都道府県又は指定都市の貸付金の償還期限は、土地区画整理法第九条第三項の規定による当該個人施行者による土地区画整理事業の施行についての認可の公告又は同法第二十一條第三項の規定による当該組合の設立についての認可の公告があつた日の翌日から起算して八年を経過する日を超えないものとする。

5 前条第二項の都道府県若しくは指定都市の貸付金の貸付けを受けた個人施行者若しくは組合又は個人施行者若しくは組合から委託を受けて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者が貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき、その他貸付けの条件に違反したときは、当該都道府県又は指定都市は、政令で定めるところにより、当該個人施行者若しくは組合又は個人施行者若しくは組合から委託を受けて土地区画整理事業の施行に関する業務を行う者から加算金を徴収することができるものとし、かつ、その徴収した加算金の全部又は一部に相当する金額を国に納付するものとする。

6 前項に定めるもののほか、前条第二項の国又は都道府県若しくは指定都市の貸付金に関する償還期限の繰上げ又は延長、延滞金の徴収その他必要な貸付けの条件の基準については、政令で定める。

附則第三項中「土地区画整理法(昭和二十九年法律第十九号)による」を削る。

附則

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行し、附則第六条の規定による改正後の都市開発資金融通特別会計法(昭和四十一年法律第五十号)の規定は、平成五年度の予算から適用する。ただし、第一条(土地区画整理法の目次の改正規定中、第二百一十一條の二を「第二百一十一條」に改める部分、同法第二百一十一條の二を削る改正規定及び同法第二百三十六條の二の改正規定を除く)、第二条のうち都市開発資金の貸付けに関する法律第一条に一項を加える改正規定中同条第二項第一号イに係る部分及び附則第七條から第九條までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(経過措置)

第二条 平成四年度における一般会計の歳出予算のうち、第一条の規定による改正前の土地区画整理法第二百一十一條の二第一項の規定による資金の貸付けに係る経費で財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第四十二條ただし書の規定による繰越しを必要とするものは、都市開発資金融通特別会計に繰り越して使用することができ

第三条 前条の規定により繰越しをしたときは、財政法第四十一條の規定により平成五年度の一般会計の歳入に繰り入れるべき平成四年度の同会計の歳入歳出の決算上の剰余金のうち、前条の繰越額に相当する金額は、都市開発資金融通特別会計の平成五年度の歳入に繰り入れるものとする。

第四条 平成五年四月一日において一般会計に所属する資産及び負債で第一条の規定による改正前の土地区画整理法第二百一十一條の二第一項の規定による資金の貸付けに係るものは、政令で定めるところにより、都市開発資金融通特別会計に帰属するものとする。

第五条 第一条の規定による改正前の土地区画整理法第二百一十一條の二の規定によりされた資金

の貸付けについては、なお従前の例による。

(都市開発資金融通特別会計法の一部改正)

第六条 都市開発資金融通特別会計法の一部を次のように改正する。

第一条中「同条第二項」の下に「の規定による都道府県又は地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二條の十九第一項の指定都市に対する貸付け、都市開発資金の貸付けに関する法律第一条第三項を加え、」同条第三項を「同条第四項」に改める。

(大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法の一部改正)

第七条 大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三十六條中「(第二項を除く。及び第十條)を削り、」第十三條までの下に「(第九條第二項及び第十三條第二項を除く。)」を加える。

第五十一條中「第五十一條までの下に」(第四十五條第三項を除く。)」を加える。

第八十二條第一項中「第八十八條」の下に、第八十九條、第九十條を加える。

第一百十七條第一号中「第十三條第二項」を「第十三條第三項」に改める。

第一百十八條第二号中「第四十五條第三項」を「第四十五條第四項」に改める。

(農住組合法の一部改正)

第八条 農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第六條第三項」を「第六條第五項」に改める。

(住宅・都市整備公団法の一部改正)

第九条 住宅・都市整備公団法(昭和五十六年法律第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四十七條第一項中「第五項まで」の下に、第八十五條の二第二項から第七項までを加え、

「第百十七條」を「第百十七條の二」に改め、「住宅・都市整備公団法第四十一條第一項」を「住宅・都市整備公団法第四十一條第一項」と

同法第八十五條の二第二項中「第六條第二項(第十六條、第五十四條、第六十八條及び第七十一條の三第二項において準用する場合を含む。)」とあるのは「住宅・都市整備公団法第四十一條第三項において準用する第六條第二項」に改める。

(民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部改正)

第十条 民間都市開発の推進に関する特別措置法(昭和六十二年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「第一條第三項」を「第一條第四項」に改める。

平成五年二月二十四日印刷

平成五年二月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局